

日本農業法人協会に新しく加わった新しいスタッフ・姉崎より、みなさんへのご挨拶です。

姉崎洋子（あねざきようこ）と申します。  
勤務して一ヶ月が経ち、事務所にも仕事にも少しずつ慣れてきました。大学時代、パキスタンの農業に興味を持ったことをきっかけに現地の農民と交流したいと思い、パキスタンに7ヶ月半の語学留学に行ったことがあります。

帰国後は、NHKの海外向けラジオ放送「RADIO JAPAN」でパキスタン向け放送の制作補助をしていました。それと並行して、飲食店の経理部にも勤務していました。

自然と今まで就いた仕事は飲食関連が多く、今回も農業という、「食」の仕事に就くことになり、「食」と縁があるとつくづく思っています。

経理という仕事柄、事務所に居ることが多いかと思いますが、今後みなさんとお会いできる日を楽しみにしています。よろしく願いいたします。



「AgriBusiness 経営塾」167号  
2003年10月2日発行

発行：  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365  
Fax : 03-5156-0366  
E-mail : hojin@nca.or.jp  
URL : http://www.hojin.or.jp/

# AgriBusiness 経営塾

臨時増刊号 No.167

## 「農業経営基盤強化法」の一部改正について

（社）日本農業法人協会

### はじめに

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が、さる6月12日に成立、18日公布され、9月15日に施行されました。本号では、今回の法改正の柱の一つである農業生産法人による多様な経営展開の概要等について説明します。

今回の措置は、分社化、のれん分け、共同法人の設立、加工・販売分野への進出など、農業生産法人の多様な経営展開が容易となるよう、認定農業者である農業生産法人の構成員要件について、農業経営改善計画の認定期間中の特例措置を設けるというものです。

### ●概要

現行は、農地提供者、常時従事者、地方公共団体、農協、農地保有合理化法人以外の構成員の議決権は、総議決権の4分の1以下、一構成員当たりでは10分の1以下となつていますが、農業経営改善計画の認定を受けた農業生産法人については、その認定期間（5年）に限り、関連事業者等（法人から物資の供給等を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者）が行う出資に

#### 従来の議決権要件

- 農地提供者、常時従事者、地方公共団体、農協、農地保有合理化法人以外の構成員：  
総議決権の1 / 4以下

- 一構成員は1 / 10以下



#### 出資を含む農業経営改善計画の認定を受けた法人による新たな議決権要件

- 関連事業者で農業関係者以外：  
出資を行わない関連事業者も含めて総議決権の1 / 2未満
- 農業関係者：  
制限なし

- 一構成員あたり1 / 10以下の要件は不適用

係る議決権制限が緩和されました。なお、当該関連事業者等が農業関係者以外のものである場合には、全体の2分の1未満の範囲内で出資が認められることとなります。

### ●具体的な手順及び認定基準

例えば、農業生産法人の方（以下「親法人」という。）が、分社化などを計画し、新たに農業生産法人を設立しようとする場合、

- ①まず、新たに設立する農業生産法人は、農業経営改善計画を作成し、その計画事項の一つとして、親法人の名称、出資の額及び比率を記載することが必要です。
- ②この場合、出資をする者（親法人）が関連事業者等であることを証する書面を添付することとなります。
- ③次に、新たに設立する農業生産法人は、①で作成した農業経営改善計画を市町村に提出して、当該農業経営改善計画の認定を受けることになります。
- ④なお、市町村は、認定基準の一つである「当該出資が農業生産法人の経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと」を確保するため、関連事業者等（農業生産法人を除く。）が法人である場合には、その法人の定款又は寄付行為の写し、株式名簿又は社員名簿の写し及び財務諸表等を提出させ、審査することとなります。

### ●違反した場合の措置

今回の措置は、関連事業者等が所定の期間（5年間）で認定農業者たる農業生産法人の農業経営改善に対して一定の寄与を行うこととなっておりますので、経営改善措置が不十分である場合などは、市町村は農業経営改善計画の取り消しを行うことができます。

また、このことにより、農業生産法人の要件を欠くことにつながるおそれがありますので、十分な注意が必要です。

\*\*\*

今回の法改正は当協会会員の意見を反映した形となっております。既に分社化やのれん分けなどの事例のある会員も少なくないと思われるが、こうした措置をより積極的に活用されますようお願いいたします。